

第2節 公園、緑地及び広場

【政令】

(開発許可基準を適用するに必要な技術的細目)

第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

(法第三十三条第一項各号を適用するに必要な技術的細目)

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。）に規定する施設の構造又は能力に関して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

(法第三十三条第三項の政令で定める基準)

第二十九条の二 法第三十三条第三項（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。次項において同じ。）の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号、第三号若しくは第五号から第七号まで、第二十七条、第二十八条第二号から第六号まで又は第二十八条の二から第二十九条までの技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。

ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（六パーセントを超えない範囲に限る。）について行うものであること。

十二 前条に規定する技術的細目の強化は、国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号又は第六号の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で行うものであること。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うものであること。

【省令】

(公園等の設置基準)

第二十一条 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一 公園の面積は、一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が二十ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が一 thousand 平方メートル以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為にあつてはその面積が一 thousand 平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

(公園に関する技術的細目)

第二十五条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が一 thousand 平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(公園等の設置基準の強化)

第二十七条の二 第二十一条第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
- 二 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

2 第二十一条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度について行うものとする。

(令第二十九条の二第一項第十二号 国土交通省令で定める基準)

第二十七条の四 令第二十九条の二第一項第十二号 国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条第四号又は第二十七条の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。
- 三 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、公園の利用者の安全の確保を図るため必要があると認められる場合に、さく又はへの設置その他利用者の安全を図るための措置が講ぜられていることを要件とするものであること。

【条例】

(公園、緑地又は広場の設置)

第30条 政令第29条の2第1項第5号口の基準に基づく公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の数は、公園等の面積の合計が2,000平方メートル未満の場合にあっては1、2,000平方メートル以上の場合にあっては1以上とする。

2 政令第29条の2第1項第5号口の基準に基づく公園等の1箇所当たりの面積の最低限度は、公園等の面積の合計が2,000平方メートル未満の場合にあっては150平方メートル、2,000平方メートル以上の場合にあっては1,000平方メートルとする。

3 政令第29条の2第1項第5号ハ及び同項第6号の基準に基づく公園等の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、6パーセントとする。

4 政令第29条の2第1項第6号の基準に基づく1箇所当たりの公園等の面積の最低限度は、1,000平方メートルとする。

(公園の出入口)

第31条 政令第29条の2第1項第12号の基準に基づく公園の構造は、幅員4.5メートル未満の道路に接する部分に出入口を設けない構造としなければならない。ただし、公園の利用者の安全上支障がないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

1 用語の定義

この基準における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び都市公園法の例による。

- (1) 政令第25条第6号及び第7号に規定する公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）とは、それぞれ都市公園法第2条第1項に定める都市公園（学校教育法に基づく大学の用に供する建築物を目的とした開発行為及び横浜市開発審査会提案基準第28号に規定する市街化調整区域内の幹線道路の沿道における特定流通業務施設を目的とした開発行為により設置する公園等を除く。）をいう。
- (2) 「住宅」とは、一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋をいう。
 なお、住宅には、高齢者の居住の安全確保に関する法律第5条第1項に基づくサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームを除く。）を含むものとする。
- (3) 「住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」とは、予定建築物の全てが住宅であるもののほか、予定建築物の用途に住宅を含むもので、当該住宅の計画戸数が30戸以上又は計画戸数の密度が、次のいずれかに該当するものをいう。
 ア 一戸建ての住宅の場合は、1ヘクタール当たり10戸以上
 イ 一戸建ての住宅以外の場合は、1ヘクタール当たり30戸以上
- (4) 「住宅の建築の用に供する目的で行われるものでない開発行為」とは、前号に規定する「住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」以外の開発行為をいう。
- (5) 「商業・業務施設」とは、物品販売業、サービス業等を含む店舗、飲食店、ショールーム等の商業施設及び事務所（1室の床面積が30平方メートル以上であり、かつ、浴室のないものに限る。以下同じ。）並びに付随する自動車車庫及び倉庫をいう。

- (6) 「工業・業務施設」とは、製造業を営む工場、自動車修理工場等の工業施設及び事務所並びに配送センター、自動車車庫及び倉庫をいう。

【解説】

研修宿泊施設及びホテルは、住宅には該当しません。

2 公園等の設置（政令第25条第6号、政令第25条第7号、省令第21条、条例第30条）

(1) 緑地又は広場の設置

緑地又は広場を設置する場合は、それぞれ以下の条件を全て満たすものとする。

ア 緑地

- (ア) 樹木が健全に育成できる環境で、都市の自然環境の保全及び都市景観の向上に資するものであること。
- (イ) 当該開発区域内に居住する者が容易に利用できる位置（おおむね250メートル以内）に住区基幹公園が存する場合又は開発区域内に150平方メートル以上のプレイロット等が整備されること。
- (ウ) 当該開発区域内に既に存する高さが5メートル以上の健全な樹木の集団（おおむね10平方メートル当たり樹木が一本以上の割合で存する一団の樹林地）が、自主管理緑地等と一体で500平方メートル以上確保されること。
- (エ) 散策等に利用可能な土地であり、かつ、平坦地を基本とし、斜面地を含む場合は、おおむね30度以下であり、地滑り又は崩落等のおそれのない土地であること。
- (オ) 第5項から第8項の基準に適合すること。

イ 広場

- (ア) 住宅の建築の用に供する目的で行われるものでない開発行為であること。
- (イ) 市街地における休息又は鑑賞の用に供するものであること。
- (ウ) 第5項から第8項の基準に適合すること。

【解説】

緑地又は広場には、第9項（公園等の照明）の基準も適用されます。

(2) 公園等の面積

公園等の一箇所当たりの面積及びそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、表-1の規定によること。

表-1 公園等の面積

開発区域の面積 (ha)	一箇所当たりの面積の最低限度	開発区域の面積に対する割合の最低限度	
		住宅	住宅以外
0.3 ha 以上 5 ha 未満	150 m ² 注1	6%	3%
5 ha 以上	1,000 m ²	6% 注2	

注1 公園等の面積の合計が、2,000平方メートル以上の場合にあつては1,000平方メートルとすること。

注2 公園を配置すること。

(3) 公園等の有効面積

公園等として有効に利用できない次に掲げる土地を含む場合は、当該土地の面積を除外して、必要な面積を確保すること。

- ア 地表面が水平面に対して20度を超える角度をなす造成^{のり}面

- イ 擁壁（天端を除く。）及び公園等の外周に設けられる擁壁の下端の土地
- ウ 幅が10メートル未満の土地

(4) 公園等の数

公園等の数は、表-2の規定によること。

表-2 公園等の数

開発区域の面積 (ha)	公園等の面積の合計	公園等の数
0.3 ha 以上 5 ha 未満	2,000 m ² 未満	1
	2,000 m ² 以上	1 以上 注1
5 ha 以上 20ha 未満	—	1 以上 注1
20ha 以上	—	2 以上 注1

注1 一箇所当たりの面積の最低限度は1,000平方メートルとすること。

3 公園等の配置（法第33条第1項第2号）

公園等の配置は、次のとおりとすること。

- (1) 公園等は、横浜市公園条例第3条の4に基づき、利用者が容易に利用できるように配置すること。
 なお、交通量の多い主要街路、鉄道、河川、がけ、大規模な施設、その他利用者の通行を不能又は危険とする建築物、施設等は容易な利用を妨げるものとみなす。
- (2) 公園等の周囲長の4分の1以上は、道路（道路法による道路（当該開発行為により設置され本市に帰属される道路を含む。）をいう。ただし、自動車専用道路を除く。以下この節において同じ。）に接することとし、当該公園等の周囲長の4分の1以上が接する道路の幅員は、4.5メートル以上とすること。ただし、建築物が建ち並んでいる等拡幅が困難と認められる場合にあっては、公園等に接する道路の幅員を2.7メートル以上とすることができる。
- (3) 前号に規定する道路は、幅員2.7メートル以上の車両の通行上支障がない道路に接続していること。また、当該道路の幅員が2.7メートル以上4メートル未満の場合にあっては、その区間の延長が60メートル以内ごとに次のア又はイのいずれかの道路が確保されていること。
 ア 車両のすれ違いが可能な幅員4メートル以上、かつ、延長5メートル以上の道路
 イ 幅員2.7メートル以上の道路と交差し、車両の待避が可能な交差点
- (4) 前号に規定する道路は、幅員6.5メートル以上の道路に接続していること。

【解説】

公園等に車両が支障なく到達できるようにするため、第3号により公園等に接する道路が接続する道路の幅員を規定し、第4号により当該接続する道路が接続している道路の幅員を規定しています。

4 公園等の適用除外（政令第25条第6号ただし書）

開発区域の面積が5ヘクタール未満であり、かつ、開発行為の目的が次のいずれかに該当する場合は、公園等を設置しないことができる。

- (1) 土地区画整理法による土地区画整理事業、法による開発行為の許可又は本市宅地開発要綱により面的な整備事業が施行され、当該整備事業により公園等が適正に配置され確保された整備事業区域内において行う二次的な開発行為の場合
- (2) 法第12条の4の規定による地区計画等に基づいて行う開発行為で、地区整備計画において公園、緑地又は広場その他の公共空地が適正に定まっていると市長が判断した場合
- (3) 開発区域の面積が0.5ヘクタール未満であり、かつ、住宅の建築の用に供する目的で行われるものでない開発行為の場合

- (4) 法第4条第11項に規定する第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
- (5) 商業地域又は近隣商業地域において行う、商業・業務施設の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
 なお、開発区域が商業地域又は近隣商業地域とその他の用途地域にわたる場合における適用については、開発区域の過半が属する区域による。
- (6) 工業専用地域、工業地域又は準工業地域において行う、工業・業務施設の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
 なお、開発区域が工業専用地域、工業地域又は準工業地域とその他の用途地域にわたる場合における適用については、開発区域の過半が属する区域による。
- (7) 社寺、寺院又は教会その他の宗教的施設の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
- (8) 次のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
 ア 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設である建築物
 イ 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物
 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物
 エ 学校教育法第1条に規定する学校の用に供する施設である建築物
- (9) 屋外運動施設内に建築物を建築する場合で、屋外運動施設と一体不可分な建築物（グラウンドのスタンド・テニスコートスタンド等）の建築及び屋外運動施設（区域面積4ヘクタール以上の物に限る。）と同一種目の屋内運動施設（屋外テニスコートに併設する屋内テニスコート、グラウンドに併設する体育館等）の建築を目的とした開発行為の場合
- (10) 法第29条第1項第3号に規定するものと類似する公益上必要な建築物（町内会館又は消防器具庫等）で公的機関の助成金の支出対象となる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
- (11) 法第34条の2に規定する協議を要するもののうち、住宅の建築の用に供する目的で行われるものでない開発行為の場合

【解説】

法第4条第11項に規定する第二種特定工作物は、開発区域の面積にかかわらず政令第25条第3号かっこ書の規定により公園等を配置する必要がありません。

5 公園の出入口（法第33条第1項第2号、省令第25条第1号）

利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。

- (1) 出入口の数は、公園の面積が1,000平方メートル未満の場合にあつては2、1,000平方メートル以上の場合にあつては2以上とすること。
- (2) 出入口は、階段状としないこと。ただし、第3号及び第4号に規定する出入口を除き、造成計画上やむを得ず出入口を階段状とする場合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 ア 踏面は30センチメートル以上とすること。
 イ 蹴上は16センチメートル以下とすること。
 ウ 蹴込みは2センチメートル以下とすること。
- (3) 出入口の1箇所以上は、高齢者及び障害者等が利用できるよう、次に掲げる形態及び構造とすること。
 ア 有効幅は、1.2メートル以上とし、車止めを設ける場合にあつては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、有効幅を0.9メートル以上とすること。
 イ 出入口から水平距離1.5メートル以上は1パーセント以下の水平面を確保すること。ただし、

地形上やむを得ず勾配が生じる場合にあつては、出入口と公園に接する道路とのすりつけは8パーセント以下とし、5パーセントを超えるときは、両側に手すりを設けること。

ウ 利用者が通過する際に支障となる2センチメートルを超える段差を設けないこと。

エ 表面は、セメント・コンクリート、インターロッキング舗装等の滑りにくい舗装とすること。

(4) 出入口の1箇所以上は、車両の出入ができるよう、次に掲げる形態及び構造とすること。

ア 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 長さ6.7メートル以上、幅2.2メートル以上の車両の回転軌跡がおさまること。

エ 勾配の切り替え点は、緩やかに丸みをつけてすりつけること。

オ 舗装の表層は、セメント・コンクリート、インターロッキング舗装等で構成し、舗装の路盤はクラッシュラン（C-40）とし、15センチメートル以上の厚さを確保すること。

6 公園利用者の安全を図るための措置（省令第25条第2号、条例第31条）

利用者の安全を図るため、次の措置を講ずること。

(1) 出入口は、第3項第2号に規定する道路に接する部分に設けること。ただし、第5項第3号及び第4号の出入口が第3項第2号の道路に対して確保されている場合において、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 歩行者の通行が可能な出入口を、幅員4.5メートル未満の道路に対して設けるとき。

イ 出入口を、公共施設用地又は公開空地に対して設けるとき。

(2) 出入口が、幅員6メートル以上の歩道のない道路に接する場合は、すみ切り部を除いて5メートルを超える位置に設けること。

(3) 出入口には車止めを設け、出入口以外の公園の周囲には柵を設置すること。

7 公園の形状及び勾配（省令第25条第3号）

公園の形状及び勾配は、次のとおりとすること。

(1) 公園の形状

ア 公園内広場及び遊具類等が有効に配置できるように、おおむね次のとおりとすること。

(ア) 長方形とすること。

(イ) 最小幅は、最大幅の3分の1以上とし、かつ、最小幅は10メートル以上とすること。

(ウ) 著しい狭長、屈曲及び複雑な形状としないこと。

イ 人工地盤（架台等）で構成される土地を含まないこと。

ウ 隣接地の土圧を受ける擁壁及び隣接地を保護する法面を含まないこと。

エ 樹木の枝張りの垂直投影下を包含する形状とすること。

(2) 公園の造成

ア 公園と隣接地において地盤面の高低差は極力少なくすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあつては高低差を5メートル以下とすることができる。

イ 公園と隣接地の地盤面の高低差が1メートルを超える場合は、擁壁を設置すること。

ウ 設置される公園が街区公園となる場合は、原則として、公園の全部の土地を平坦地として造成し、かつ、次に掲げる施設の設置又は地形の造成を行わないこと。

(ア) 高さが3メートルを超える構造物（公園の外周に設けられる擁壁以外の擁壁、階段等）

(イ) 高低差が1メートルを超える傾斜面

(3) 園路

- ア 歩行、散策等の利用に適した経路、線形、幅員及び勾配とすること。
- イ 主要な園路の幅員は1.8メートル以上とし、車両の通行を要する園路は3メートル以上とすること。
- ウ 主要な園路の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあっては8パーセント以下とすることができる。
- エ 主要な園路の縦断勾配が、5パーセントを超え8パーセント以下となる場合は、両側に手すりを設けること。
- オ 主要な園路の構造は、第5項第3号ウ及びエの基準に適合することとし、かつ、車両の通行を要する場合は、第5項第4号ウからオまでの基準に適合すること。
- カ 園路の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあって2パーセント以下とすることができる。
- キ 園路に階段がある場合は、第5項第2号アからウの基準に適合すること。

(4) 公園内広場

- ア 遊戯、運動等利用目的に応じた規模と形状を有したものとすること。
- イ スクリーニングスによるダスト舗装等で表層処理を行い、その勾配は0.5パーセントを標準とすること。
- ウ その規模又は形態に応じて適切な排水設備を設けること。

8 公園の排水施設（省令第25条第4号）

公園内の雨水及び汚水を排除するためにその規模又は形態に応じて適切な排水設備を設け、公共の排水施設に接続すること。

【解説】

排水設備は、「横浜市排水設備要覧」に基づきます。
なお、具体的な整備基準は、公共施設管理者の基準によります。

9 公園等の照明（法第33条第1項第2号）

公園等には、必要な照明を設けること。

【解説】

照明設備等の具体的な整備基準は、公共施設管理者の基準によります。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成26年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改定後の基準は、施行日以後に行った法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日以前に行った法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請を行い、それらの協議が成立した法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、改定前の基準は、なお、その効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 第5項第3号工及び4号オの基準、第7項第3号キの基準は、平成27年10月1日から適用する。

【公共施設管理者の基準】公園等の整備基準

1 公園等の帰属

公園等は、次のとおりとすること。

- (1) 公園等は本市に帰属すること。ただし、学校教育法に基づく大学の用に供する施設である建築物を目的とした開発行為及び横浜市開発審査会提案基準第28号に規定する市街化調整区域内の幹線道路の沿道における特定流通業務施設を目的とした開発行為により設置する公園等の場合にあつては、この限りでない。
- (2) 公園等には、次の土地を含まないこと。
 - ア 本市に帰属するまでに抹消され得ない所有権以外の第三者の権利（地役権及び抵当権等）が設定された土地
 - イ 道路、河川、宅地等その他明らかに公園以外の目的を持つ土地又はその施設の構成部分と市長がみなした土地
 - ウ 高圧送電線等が敷設されている土地

2 公園等の基盤

公園等の基盤は、次のとおりとすること。

- (1) 地形及び地質等の環境条件の適否を考慮し、良好な環境となるよう設置すると共に、冬至日の9時から15時までの間に、主要部分でおおむね4時間以上の日照を確保すること。
- (2) 良質な土により整地すること。

なお、雑物（コンクリートや石材からなる構造物等）又は汚染土壌が残存している場合は、除去すること。
- (3) 傾斜面は、必要に応じ、擁壁、石張り又は芝張りその他の緑化工法等により十分な保護をすること。
- (4) 公園等又は公園等に接して崩壊、風化又は浸食のおそれが著しい傾斜地、水流又は水面等がある場合には、土砂の流出を防ぐための擁壁又は護岸等、災害を防止するために必要な措置を講じること。

3 公園等の施設

公園等の施設は、次のとおりとすること。

- (1) 設置する施設は、都市公園法第2条第2項に定める「公園施設」であること。
- (2) 公園施設は、公園等の種類及び周辺の公園整備状況を考慮し、次表に掲げるものを標準とすること。ただし、緑地及び広場は、遊具類を目的に応じた他の施設に代えることができる。

(表)

	主な施設
公園等	遊具類（砂場、ブランコ、滑り台、鉄棒、複合遊具、遊具説明板、健康器具等）、公園内広場、園路、植栽、照明、水飲み、ベンチ、柵、門柱、車止め、排水施設、制札板、パーゴラ、時計、トイレ等（規模は、運動施設等を適宜付加する。）

- (3) 高齢者及び障害者等の利用を十分に考慮し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備マニュアルに適合したものとすること。
- (4) 施設の構造は、本市「公園緑地施設標準図集」に記載されたものとし、これによらない施設につ

いては、安全かつ堅牢な構造であること。

- (5) 遊具類の設計については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合したものとすること。

4 公園等の管理に関わる施設

公園等の管理に関わる施設は、次のとおりとすること。

- (1) 公園等の境界には、本市の規格品による公園境界石標を公園内に設置すること。ただし、道路との境界について、道路内に本市の規格品による道路石標が入る場合は、この限りでない。
- (2) 主要な出入口には、本市で定める公園等の名称を園名板等により表示すること。

5 公園等の排水設備

公園等の排水設備は、排水すべき雨水及び汚水を支障なく流下させることができるものとし、かつ、次に掲げるものとする。

- (1) 排水管渠の最小管径は、150ミリメートルとすること。
- (2) 公園内広場の外周部には、L型側溝又はU型側溝を設けること。
- (3) 利用者の安全上及び維持管理上支障のない規格及び構造とすること。

6 公園等の照明設備

公園等の照明設備は、次のとおりとすること。

- (1) 人が通行する場所においては地表面照度を0.5ルクス以上とし、出入口や階段及び主要な園路においては地表面照度を1.5ルクス以上確保できるよう、照明灯を配置すること。ただし、周辺環境や照度均斉度を考慮し、市長が必要な照度が満たされると認める場合は、この限りでない。
- (2) 照明灯の点灯及び消灯は、ソーラータイマーにより制御すること。
- (3) 第1号で配置した照明灯により、公園等の隣接地の照度が高くなる場合は、状況に応じ協議の上、照明灯に遮光板やルーバーを設置すること。
- (4) 照明設備等の仕様は、公園緑地施設標準図集を参考にし、同等品以上とすること。また、消費電力、寿命及び器具の流通性等を考慮し、選定すること。
- (5) 照明設備等への配線は、地中配線とすること。
- (6) 引込柱は、原則として、電気の引き込み位置から最も近い位置に配置すること。
- (7) 電気設備の施工については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に準拠すること。ただし、D種接地については、50オーム以下とすること。

7 公園等の給水設備

公園等の給水設備は、次のとおりとすること。

- (1) 公園等の規模又は形態に応じて、水飲み等の給水施設を設けること。
- (2) 利用者の安全上及び維持管理上支障のない規格及び構造とすること。

8 公園等の植栽及び植栽帯

公園等の植栽及び植栽帯は、次のとおりとすること。

- (1) 樹木及び芝その他の植栽は、当該開発区域やその周囲の植生、地形及び地質その他の植物の生育にかかわる環境条件を勘案し、公園等の風致を形成するのにふさわしい配植を行うこと。また、特

定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律に基づく「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する植物は、原則として用いないこと。

- (2) 植栽帯の標準幅は2メートルとし、周辺土地利用及び公園等の施設配置等に応じて整備すること。
- (3) 樹木の生育のため、高木（高さが3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）の場合は150センチメートル以上、中木（高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）の場合は100センチメートル以上、低木（高さが1メートル未満の樹木をいう。）の場合は70センチメートル以上の有効土層を確保すること。
- (4) 新たに植栽する高木及び中木については、支柱を設置すること。
- (5) 公園等に、健全な既存の樹木がある場合で、市長が公園等の管理上及び利用者の安全上支障がないと認めるものについては、保存するように配慮すること。
- (6) 植栽帯は、開発区域内で保全した表土のほか、必要により改良土及び客土により十分な覆土をし、かつ、樹木の良好な生育に必要な措置を講じること。

9 公園施設以外の施設等

公園等には、公園施設以外の施設、工作物及びその他の物件を設けないこと。ただし、都市公園法第7条及び同法施行令第12条の各号に掲げる占用物件で、その占用が公衆の公園等の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、市長が必要やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

なお、この場合において、占用物件の外観及び構造等については、都市公園法施行令第15条及び第16条並びに都市公園法施行規則第6条から第8条の規定を準用すること。

10 その他

公園等の工事並びに公園施設の規格及び構造の細目は、次の図集及び仕様書等を準用すること。ただし、法第32条による協議図書に記載された事項については、当該協議図書に記載された事項を優先する。

- (1) 「都市公園法」
- (2) 「横浜市公園条例」
- (3) 「公園緑地施設標準図集」（横浜市環境創造局）
- (4) 「土木工事共通仕様書」（横浜市）
- (5) 「公園緑地設計指針」（横浜市環境創造局）
- (6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
- (7) 「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」
- (8) 「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備マニュアル（横浜市健康福祉局）
- (9) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）
- (10) 「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（一般社団法人日本公園施設業協会）
- (11) 「横浜市排水設備要覧」（横浜市環境創造局）
- (12) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（経済産業省）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成26年1月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改定後の基準は、施行日以後に行った法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請に適用し、施行日前に行った法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請については、なお従前の例による。

第3節 消防水利

【政令】

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合も含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第一項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

1 消防水利の種別及び有効範囲（政令第25条第8号）

政令第25条第8号に規定する、消防に必要な消防水利及びその有効範囲は次のとおりとする。

消防水利の種別		有効範囲（当該水利を中心とした円）	
消火栓	・市町村の公営水道の配水管に設置された消火栓 ・私設水道等に設置された消火栓	商業・近隣商業地域	半径100メートル
		工業・工業専用地域	半径100メートル
		その他の用途地域	半径120メートル
		市街化調整区域	半径120メートル
消火栓以外の消防水利	・市町村が維持管理する防火水槽 ・水槽、プール、河川、池その他の消防の用に供する水利で、消防法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの	半径140メートル	

（注1）崖、河川、鉄道、高速道路等の障害によりホース延長が不可能な部分は、有効範囲に含まないものとする。

（注2）設置から50年以上が経過した防火水槽は、消防水利の種別及び有効範囲に含まないものとする。

2 消防水利の算定（政令第25条第8号）

消防水利は消火栓のみに偏することのないよう配置するものとし、開発区域全域（市長が消火活動上支障ないと認める区域*を除く。）が既存の消火栓以外の消防水利の有効範囲で包含されない場合は、当該未包含区域を包含するために必要な基数の防火水槽を設置すること。ただし、開発区域面積が3,000平方メートル未満の開発行為においては、開発区域全域（市長が消火活動上支障ないと認める区域*を除く。）が既存の消火栓又は消火栓以外の消防水利いずれかの有効範囲で包含されない場合に、当該未包含区域を包含するために必要な基数の消火栓又は防火水槽を設置するものとする。

※ 「市長が消火活動上支障ないと認める部分」は、道路、緑地、公園、広場、空地その他の火災発生及び延焼の危険性の低い部分とする。

3 消火栓の設置基準（政令第25条第8号）

- (1) 消火栓は、直径150ミリメートル以上の配水管上に設置すること。ただし、開発区域周辺の既存の配水管の口径が150ミリメートル未満の場合は、この限りでない。
- (2) 消火栓は、消防ポンプ自動車が容易に接近し、取水できる位置に設けること。
- (3) 消火栓の構造は、水道事業管理者の指定する仕様とすること。

4 防火水槽の設置基準（政令第25条第8号）

(1) 防火水槽の構造は、次のとおりとすること。

ア 防火水槽は、自重、上載荷重、土圧、内水圧、浮力、地震力その他の防火水槽に作用する荷重及び外力に対する強度及び耐久性を有し、かつ、漏水のおそれのないものとし、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の構造のものとする。防火水槽の標準設計例は図1のとおりとする。なお、設計に関する細部事項は、別に定める。

イ 1基あたりの容量は、40立方メートル以上となるようにすること。

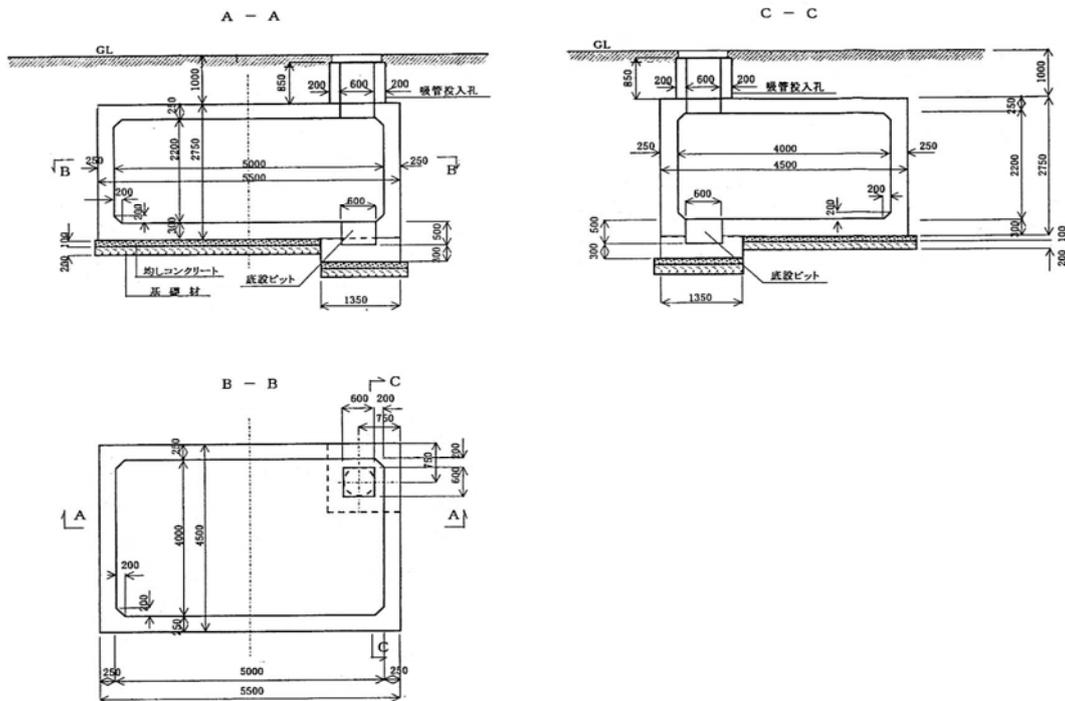
ウ 防火水槽の設置場所は、消防ポンプ自動車（全長7メートル、全幅2.3メートル）が容易に接近し、取水できる位置とし、積載しているポンプで円滑に取水できる落差（停車位置の地盤面から4.5メートル以内）及び吸管の長さ（10メートル）を勘案し決定すること。（図2）

(2) 防火水槽の取水口から概ね5メートル以内の場所に標識を設置すること。

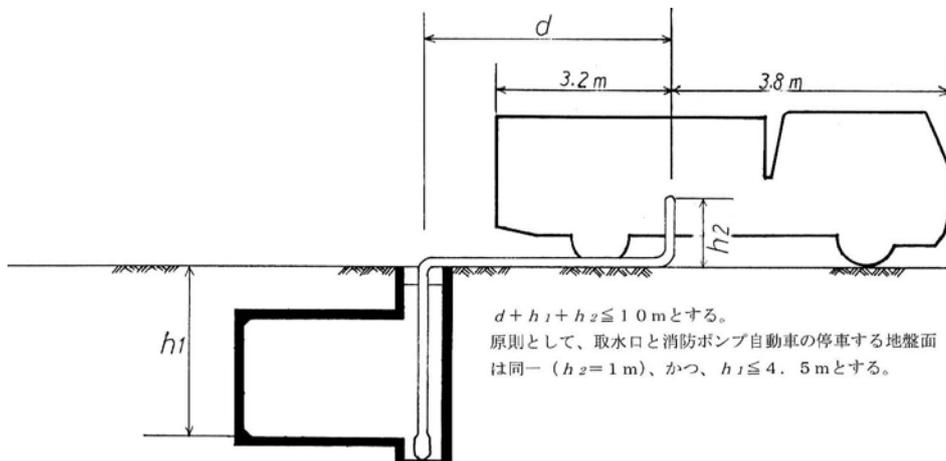
(図1)

防火水槽標準形状寸法図

図1



(図2)



附 則

(施行期日)

- 1 第3節第1項の基準は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改定後の基準は、施行日以後に行った都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日以前に行った法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請を行い、それらの協議が成立した法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、改定前の基準は、なおその効力を有する。

【公共施設管理者の基準】 防火水槽の整備基準

1 防火水槽の位置及び構造

防火水槽の位置及び構造は、法第33条第1項第2号に規定する基準に適合したものであること。

2 防火水槽の帰属

防火水槽は、原則として防火水槽専用区画内に設置し、本市に帰属すること。ただし、本市に帰属される公共施設用地の管理者となる者の承認が得られた場合にあっては、当該公共施設用地へ設置できるものとする。

3 防火水槽専用区画内の基準

防火水槽専用区画内の基準は、次のとおりとすること。

- (1) 防火水槽専用区画に必要な面積は、防火水槽本体の外周1メートル以上の空地を加えた広さとする。
- (2) 舗装はセメント・コンクリートとすること。
- (3) 外周にフェンスを設け、取水口付近に扉を設置すること。
- (4) 境界標を設置すること。
- (5) 原則として防火水槽及び防火水槽標識以外の工作物を設けないこと。

4 防火水槽の自主管理

防火水槽を帰属しない場合は開発事業者が自主管理するものとする。この場合、将来にわたって防火水槽の管理が適切に行われるよう、本市と管理協定を締結すること。

第14章 景観計画に定められた制限に関する基準

【法律】

（開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

5 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認められる場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

【政令】

（景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を条例で開発許可の基準として定める場合の基準）

第二十九条の四 法第三十三条第五項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限を、良好な景観の形成を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。
- 二 切土又は盛土によつて生じる法の高さの最高限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、開発区域内の土地の地形に応じ、一・五メートルを超える範囲で行うものであること。
- 三 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、三百平方メートルを超えない範囲で行うものであること。
- 四 木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が六十パーセントを超えない範囲で行うものであること。

2 前項第二号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

【省令】

（法の高さの制限に関する技術的細目）

第二十七条の五 令第二十九条の四第二項の国土交通省令で定める技術的細目は、小段等によつて上下に分離された法がある場合にその上下の法を一体のものとなすことを妨げないこととする。

【条例】

第35条 法第33条第5項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に定められた開発行為についての制限は、開発許可の基準とする。ただし、市長が、良好な景観の形成上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めるときは、当該基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 切土又は盛土によつて生じる法の高さの最高限度は、法の下端の位置が道路との境界線から水平距離1メートル以内にある場合にあっては3メートルとし、その他の場合にあっては5メートルとすること。

(2) 適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、15パーセントとすること。

2 前項の規定は、次に掲げる開発行為については、適用しない。

(1) 開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為

(2) 斜面地開発行為

(3) 開発区域の全体が次に掲げる土地により構成される開発行為

ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第18号に規定する地目（以下このアにおいて「地目」という。）が過去5年間山林以外の地目である土地（過去5年間に山林から山林以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を除く。）

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目（以下このイにおいて「地目」という。）が過去5年間山林以外の地目である土地

3 第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積は、規則で定めるところにより、植栽する樹木の種類に応じ、当該樹木の本数に換算することができる。

【規則】

（適切な植栽が行われる土地の面積の植栽する樹木の本数への換算）

第25条 条例第35条第3項の規定による換算は、同条第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積1平方メートルを、次の各号に掲げる樹木の種類に応じ、当該各号に掲げる樹木の本数に換算することにより行うものとする。

(1) 高木 0.1本

(2) 中木 0.5本

(3) 低木 2.5本

1 用語の定義等（解釈基準）

- (1) 条例第35条第1項第1号において、「法」とは、崖又は擁壁、階段若しくは建築物その他の築造物で覆われた土地の部分を用いる。
- (2) 水平面によって上下に分離された法がある場合において、下層の法の始端（崖面又は擁壁、階段若しくは建築物その他の築造物が土に接する面の地上部分における下端を用いる。以下同じ。）を含み、かつ水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の法の始端があるときにその上下の法は一体の法とみなす。
- (3) 法の始端から水平面に対し30度の角度をなす面の上方に、水平面に対し角度をなす土地（当該開発行為により切土又は盛土をしない部分及び当該法と反対方向に勾配を付した部分を除く。）がある場合、当該角度をなす土地は法の一部とみなし、下層の法の始端を「法の始端」とみなす。
- (4) 条例第35条第1項第1号において、「法の高さ」とは、法の始端から水平面に対し30度の角度をなす面と地表面の交差する点までの区間における法の上端（崖面又は擁壁、階段若しくは建築物その他の築造物が土に接する面の地上部分における最上部を用いる。）と法の始端との垂直距離を用いる。
- (5) 条例第35条第1項第1号において、「法の下端」とは、崖面又は擁壁、階段若しくは建築物その他の築造物の水平面上の前面の下端を用いる。
- (6) 一体の法において、下層の法の下端より上層の法の下端が水平方向に突出しているときは上層の法の下端の鉛直面と地表面との交差する点を法の下端とみなす。
- (7) 法第33条第1項の規定により設置する公共施設内に設けられる植栽又は植栽が行われる土地は、条例第35条第1項第2号に規定する「適切な植栽が行われる土地」には該当しない。
- (8) 条例第35条第3項の「樹木」とは、地被類、ツル性木本及びタケ・ササ類以外のものをいう。
- (9) 条例第35条第3項中「樹木の種類」とは、樹木の規格及び樹木の名称を用いる。
- (10) 規則第25条中「高木」（高さが3メートル以上の樹木を用いる。）、「中木」（高さが1メートル以上3メートル未満の樹木を用いる。）及び「低木」（高さが1メートル未満の樹木を用いる。）を判断する日は、法第36条第2項の規定に基づく検査時とする。
- (11) 高さ5メートル以上の既存の樹木がまとまって存する、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団を切土又は盛土をせず保存する場合、その樹木の集団のうち保存する樹木の樹冠で覆われる部分（建築物にかかる部分を除く。）の水平投影面積を、「適切な植栽が行われる土地」の面積とみなすことができる。

2 条例第35条第1項ただし書の基準

- (1) 下端の位置が道路との境界線から水平距離1メートル以内にある法と隣接地の法を接続するために生じる切土による施工上必要であると認めることができる法（当該境界線から水平距離1メートル以内にあるものに限る。）の高さについては、既存の道路に接する、又は既存の道路を拡幅して接する計画に限り、良好な景観の形成上支障がないものとして、条例第1項第1号を適用しない。
- (2) 下端の位置が道路との境界線から水平距離1メートル以内にある法（法の部分の全てが道路面よりも下方にあるものを除く。）について、法の下端の位置を道路との境界線から0.5メートル以上後退し、かつ、当該部分を適切な植栽が行われるよう整備した場合は、当該規定により道路との境界線から水平距離1メートル以内において後退した法に限り、良好な景観の形成上支障がないものとして、条例第1項第1号中「3メートル」を「5メートル」とすることができる。
- (3) 下端の位置が道路との境界線から水平距離1メートル以内にある法のうち、当該法の部分の全てが道路面よりも下方にあるものは、良好な景観の形成上支障がないものとして、条例第1項第1号

中「3メートル」を「5メートル」とすることができる。

- (4) 法第33条第1項の規定により設置する公共施設に供する土地（横浜市に帰属することとなるものに限る。）においては、公益上やむを得ないものとして、条例第1項第1号中「3メートル」を「5メートル」とすることができる。
- (5) 道路との境界線から水平距離1メートル以内における道路と法の^{のり}下端との間の部分（法第33条第1項の規定により設置する公共施設に供する土地の部分を除く。）に、1メートル以上2メートル以下の間隔で中木（高さが1メートル以上3メートル未満で、地被類、ツル性木本及びタケ・ササ類以外の樹木をいう。）を植栽する場合は、良好な景観の形成上支障がないものとして、別表(い)欄の算式により求めた有効植栽空地面積を条例第1項第2号中「適切な植栽が行われる土地の面積」とみなすことができる。

(別表)

(い)算式	(ろ)植栽する位置	(は)係数 α
$X = \sum (\alpha \times S)$ X：有効植栽空地面積（㎡） α ：植栽する位置に応じて定められた係数 S ^{*2} ：植栽が行われる土地の面積（㎡）	道路との境界線から水平距離1メートル以内における道路と法の ^{のり} 下端との間の部分 ^{*1}	5
	上記以外の部分	1

※1 1メートル以上2メートル以下の間隔で中木（高さが1メートル以上3メートル未満で、地被類、ツル性木本及びタケ・ササ類以外の樹木をいう。）を植栽するものに限る。

※2 植栽が行われる土地（予定建築物の敷地内に設けるもの）の面積の合計は、予定建築物の敷地面積の合計の10パーセント（当該敷地の全部が商業地域又は近隣商業地域内にある場合若しくは開発区域の面積が1,000平方メートル未満の場合は5パーセント）以上であること。

3 適切な植栽が行われる土地に関する技術的基準

- (1) 適切な植栽が行われる土地は、縁石・ウォール・柵等の構造物で仕切りを設け、区域を明確にすること。ただし、規則に定めるところにより樹木の本数に換算する場合は、この限りでない。
- (2) 適切な植栽が行われる土地の幅は仕切り等の構造物を除いた土の幅を有効幅とし、30センチメートル以上とすること。また、樹木を植栽する場合は、中木1本当たり50センチメートル以上、高木1本当たりは90センチメートル以上の幅を確保すること。
- (3) 適切な植栽が行われる土地の有効土層は70センチメートル以上とすること。また、樹木を植栽する場合は、高木については150センチメートル以上、中木については100センチメートル以上とすること。
- (4) 適切な植栽が行われる土地は、できる限り平坦地とし、地形上又は排水計画上やむを得ず勾配が生じる場合は30度以下とすること。ただし、切土又は盛土をせずに既存の樹木を保存する場合はこの限りではない。
- (5) 適切な植栽が行われる土地の上部には構造物がないこと。
- (6) 適切な植栽が行われる土地に、新たに高木及び中木を植栽する場合は適切に支柱を設置すること。

4 良好な景観の寄与に関する配慮指針

- (1) 開発行為により生じる^{のり}法が周辺に与える圧迫感を将来にわたって軽減させるような植栽計画とするよう努めること。
- (2) 道路境界線から1メートル以内の^{のり}法の高さの最高限度を「5メートル」とするために^{のり}法の位置を後退して適切な植栽が行われるよう整備した部分には、植栽を行うよう努めること。
- (3) 適切な植栽が行われる土地には、将来にわたって樹木が良好に生育するよう、周辺環境に適した

植栽を行うよう努めること。

- (4) 適切な植栽が行われる土地の面積 20 平方メートル当たりには、高木 1 本以上かつ中木 2 本以上かつ低木 15 本以上の割合の樹木を配置するよう努めること。
- (5) 適切な植栽が行われる土地は、近隣への日照の阻害等周囲に悪影響を及ぼすことがなく、かつ、樹木の生育に必要な日照及び土壌環境が確保できる位置に配置するよう努めること。
- (6) 適切な植栽が行われる土地の中では、偏りなく樹木を配置するよう努めること。
- (7) 開発行為により生じる^{のり}法面は、良好な景観の形成を図るために化粧型枠の使用、壁面緑化等の表面仕上げを施すよう努めること。

附 則

【施行期日】

- 1 第2項第1号の基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

【施行期日】

- 1 第1項第11号の基準及び第3項第4号の基準は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。